

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たると翌日)

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十六号

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則(昭和四十四年十月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第四条第十号中「又は高等専門学校」を「、高等専門学校又は専修学校」に改め、同条第十一号中「若しくは高等専門学校」を「、高等専門学校若しくは専修学校」に改め、「第八十二条の二に規定する専修学校若しくは同法」を削る。

第五条第一項の表の事業開始資金の項中「一、二〇〇、〇〇〇円」を「一、四〇〇、〇〇〇円」に、「二、〇〇〇、〇〇〇円」を「三、〇〇〇、〇〇〇円」に改め、同表の事業継続資金の項中「六〇〇、〇〇〇円」を「七〇〇、〇〇〇円」に、「七〇〇、〇〇〇円」を「一、〇〇〇、〇〇〇円」に改め、同表の技能習得資金の項中「一〇、〇〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改め、同表の就職支度資金の項中「五五、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に改め、同表の転宅資金の項中「五〇、〇〇〇円」を「五六、〇〇〇円」に改め、同表の生活資金の項中「五七、〇〇〇円」を「六一、〇〇〇円」に、「三七、〇〇〇円」を「四〇、〇〇〇円」に改め、同表の結婚資金の項中「二二〇、〇〇〇円」を「二三〇、〇〇〇円」に改め、同表の修学資金の項を次のように改める。

目 次

- ◇規 則 鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 生活保護法による指定医療機関の廃止

結核予防法による医療機関の指定
 小売販売業者甲の業者登録
 解除予定の保安林
 収入証紙の小売りさばき人の指定

規 則

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年七月二十五日

<p>修学資金</p>	<p>一 高等学校において修学し、又は専修学校において高等課程を履修する場合 修学期間中 月額 一八、〇〇〇円 ただし、特に必要と認められる者については、月額 二〇、〇〇〇円</p> <p>二 大学若しくは高等専門学校において修学し、又は専修学校において専門課程を履修する場合 修学期間中 月額 二七、〇〇〇円 ただし、特に必要と認められる者については、月額 二九、〇〇〇円</p> <p>三 専修学校において一般課程を履修する場合 修学期間中 月額 一一、〇〇〇円</p>	<p>当該資金の貸付けを受けて修学した者が当該修学を終了して後六箇月を経過するまで</p>	<p>据置期間経過後二〇年以内（専修学校において一般課程を履修した者については、据置期間経過後五年以内）</p>
-------------	---	---	--

第五条第一項の表の就学支度資金の項中「五五、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に、「又は高等専門学校」を「高等専門学校又は専修学校」に改め、「二〇年以内」の下に「（専修学校に入学し一般課程を履修した者については、据置期間経過後五年以内）」を加え、同表の修業資金の項中「一〇、〇〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改める。

第十一条中「又は高等専門学校」を「高等専門学校又は専修学校」に改める。

第十八条第一項第二号中「若しくは高等専門学校」を「高等専門学校若しくは専修学校」に改める。

様式第八号中「又は高等専門学校」を「高等専門学校又は専修学校」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県寡婦福祉資金貸付規則（以下「改正後の規則」という。）の規定のうち技能習得資金、修学資金及び修業資金に関する部分は、昭和五十五年四月一日から適用する。
- 3 専修学校において修学する子を扶養する寡婦に対して貸し付ける修学資金に係る改正後の規則の規定は、昭和五十五年四月一日以後に専修学校に入学した子を扶養する寡婦について適用する。

告 示

鳥取県告示第六百六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
三朝町立へき地小鹿診療所	東伯郡三朝町大字東小鹿一五六九	昭和五十二年四月一日
三朝町国民健康保険旭診療所	東伯郡三朝町大字本泉三八一	〃
溝口町国民健康保険直営日光診療所	日野郡溝口町大滝一四一	〃

鳥取県告示第六百七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十五年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十五年七月十九日	水垣内科医院	鳥取市徳尾字石堂田一五一ノ六

鳥取県告示第六百八号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第二十二條の三第二項において準用する同規則第二十二條の二第二項の規定に基づき、次のとおり小売販売業者甲の業者登録をしたので、同規則第二十三條の規定により告示する。

昭和五十五年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号 登録年月日 氏 名 住 所 営業所の所在地 事業区域

米振 第一二二号 五五・七二〇 野口栄子 米子市目久美町四二 同 上 米子市

鳥取県告示第六百九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字園字一里、濱二三四〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地及び公共施設用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百十号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年七月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十五年七月二十三日	指定年月日	四三九	指定番号	住 所	氏 名	売りさばき場所
米子市両三柳四四八四番地七		株式会社鳥取銀行三柳支店長		住所と同じ。		

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】